

武蔵野市特別職報酬等審議会

答 申 書

令和3年1月

令和2年度武蔵野市特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

本審議会は令和2年11月30日、武蔵野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長等の給料の額並びに市長、副市長等の退職手当の額について諮問を受けた。本審議会は、都内の他市区、類似団体における報酬等の状況及び最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議した。

2 審議会における論点

社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症という）の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染症拡大が地域経済等に与える影響に十分注視していく必要がある。

また、本市の財政状況は、歳入の根幹をなす市税収入が堅調に推移してきたが、感染症の拡大による社会の大きな変化が市財政に与える影響は大きく、本市の独自策の一つである都市計画税の税率軽減により、令和3年度は都市計画税が大幅に減となることが見込まれる。このほか、個人市民税や法人市民税についても所得や収益の減が想定されており、市税収入の動向には今後とも注視しなければならない。

市長及び副市長等の給料額は、平成23年4月に過去10年間の常勤一般職の減額改定率を反映させ、市長は4万円、副市長は3万5千円、教育長、監査委員は3万円の減額改定が行われた。平成27年4月に教育長の職責の変更に伴い、教育長の給料額が3万円増額改定されたが、それ以外は現在に至るまで、社会経済情勢などを考慮したうえで据え置きとなっている。

今回は、平成23年度の改定時から現在に至るまでの10年間の常勤一般職の改定率及び、特に平成30年度～令和2年度の消費者物価指数などに見られる社会経済情勢から鑑みて、反映させるべき要素があるかどうかを議論した。

常勤一般職の給料額については、前回の審議会以降の東京都人事委員会勧告が、令和元年度はプラス0.01%、本年度はマイナス0.05%と公民格差が小さかったため、2年連続で給料表の改定はなかった。特別職の給料額が平成23年度

以降据え置きとなっていた10年間で見ると微減であるとともに、他市との比較においても一定水準にある。

上記を踏まえ、市長及び副市長等の給料額及び退職手当については、現段階で感染症の経済への影響等を踏まえた改定をする必要はなく、据え置きが妥当との意見が多数であった。

議員報酬については、平成8年度以降改定が行われていないが、議員報酬について議員ヒアリングを実施した中では、議員から現在の感染症の影響を踏まえた社会経済情勢、市民感情の観点から報酬の額は引き上げるべきではなく、現状維持が妥当との意見が多数であった。

また、本審議会の諮問事項ではないが、政務活動費については必要に応じて引き上げる検討をしてもよいのではないかと意見が出た。

全体を通して、令和3年度は都市計画税が減収となることが見込まれるほか、個人市民税や法人市民税についても所得や収益の減が想定されていることから、今後の市の財政状況によっては、改定の議論も必要になる旨の意見が出た。

3 結 論

今回の本審議会では、市議会議員、市長、副市長等の特別職の職務職責並びに議員ヒアリングを通して認識した議員の活動などを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

市長、副市長等の給料額及び退職手当については、平成23年度の減額改定後の常勤一般職の改定状況及び感染症拡大の影響に伴う社会経済情勢等を考慮し、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

議員報酬については、感染症拡大の影響に伴う社会経済情勢や職務及び活動内容等を総合的に考慮し、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

4 付記事項

- 議員の政務活動費について、議員ヒアリングや議会基本条例の制定を受けて、より充実した議会活動を行うためにも、引き上げの検討が必要であるとの意見が出たが、感染症拡大の影響に伴い、この時期に引き上げるべきではないとの結論に至った。
- 本審議会は、社会経済情勢や状況の変化に応じ報酬等のあり方を審議するため、引き続き原則2年に1度を目途に定期的を開催すべきとするが、感染症拡大の影響等により社会経済情勢が著しく変化する場合は、必要に応じて開催すべきことを付言する。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	稲 垣 英 夫	(武蔵野商工会議所会頭)
会長代理	大 島 正 克	(亜細亜大学学長)
委 員	田 中 節 男	(元武蔵野市議会議長)
委 員	田 原 順 雄	(武蔵野市医師会会長)
委 員	坪 井 良 子	(武蔵野市コミュニティ研究連絡会副会長)
委 員	萩 野 紘 一	(税理士)
委 員	花 俣 延 博	(武蔵野市商店会連合会会長)
委 員	堀 内 雄次郎	(武蔵野青年会議所理事長)
委 員	吉 川 利之助	(日本労働組合総連合会多摩東部第一地区協議会議長代行)
委 員	吉 安 晶 子	(武蔵野市人権擁護委員)

審議会は次のとおり開催された。

- 第1回 令和2年11月30日
- 第2回 令和2年12月24日
- 第3回 令和3年1月21日 (書面開催)